

いつもお世話になります。

現在の事務所ホームページは、開業時に作成させていただきました。当時専門家の意見をききながら自分自身で考えて作成しました。そのホームページを現在リニューアルしています。新しいホームページは事務所スタッフ皆で考え作成しています。

もうしばらくで一部工事中ながらアップできます。今月もよろしくお願いいたします。



私たちが感銘を受けた
先人の言葉

現場で研究せよ
現場で考えよ

「名言・座右の名1500」より
豊田 喜一郎

感謝のこころ

- ・「ありがとう」
言われたほうはうれしい
「ありがとう」
もっと素直に言い合おう。
- ・叱られるということは
成長の糧を与えられること
そう考えると自ずと感謝の
心もわいてくる。
- ・感謝の心があってはじめて
物を大切にする謙虚さも、
生きる喜びも生まれてくる

～元気手帳2より～

今月のいろいろ「掲示板」

【第四回上ヶ流茶摘み体験】

5月29日(日)揖斐郡揖斐川町にある天空の里上ヶ流にて茶摘み体験をしてきました。今年で四回目の参加となりましたが、子供が成長したので初めて旧春日中学校から上ヶ流のお茶摘み体験場まで一時間くらいかけてハイキングしました。毎年楽しみに参加させて頂いています。



知っとこ！「税務のママ知識」

～簡易課税と本則課税について～

生活の中で消費税を払うことは数え切れないほどあります。そして、皆さんは経営者で消費税を受け取ることも数多くあります。しかし、消費税を申告する時の消費税の計算をする仕組みはとても複雑です。今回は、そんな消費税の計算の仕方を少し書いてみたいと思います。

まず、消費税を受け取っても払う人、払わない人が出てきます。それを課税業者、免税業者といいます。課税業者の中で、通常の消費税は

$$(\text{受け取った消費税}) - (\text{支払った消費税}) = (\text{申告し納付する消費税})$$

で計算をします。これを原則課税といいます。しかし、この方法では中小企業者の事務負担が多いので、一定の基準を設けて簡易課税を選択することができます。簡易課税による消費税の計算は

$$(\text{受け取った消費税}) - (\text{受け取った消費税} \times \text{みなし仕入率}) = (\text{申告し納付する消費税})$$

で計算します。みなし仕入れ率は業種によって異なり、例えばサービス業の場合 50%です。これは受け取った消費税の半分を支払った消費税とみなし、受け取った消費税からの差額を申告し、納税することになります。簡易課税を採用できる事業者は、

中小企業者（基準期間の課税売上が 5,000 万円以下）であること
簡易課税を選択したい課税期間開始の前日までに“簡易課税制度選択届出書”を提出していること

の二つです。簡易課税を選択すると 2 年間は必ず適用しなければならず、やめたい時はやめたい課税期間開始の前日までに“簡易課税制度選択不適用届出書”を提出しなければなりません。

基準期間の課税売上が 5,000 万円以下の事業者はどちらを採用すれば節税になるかはその期の支出（設備投資等）によって変わるので計画がある方は、お気軽に相談してください。

事務所あれこれ日記

★青木さん Happy birthday★

6月9日は所長青木さんの誕生日でした。用意しておいたアイスクリームも前日に見つかってしまい、サプライズにもなりませんでしたが、40歳の節目のお祝いをすることができました。



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話: 058-260-4310

FAX: 058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail: info@aoki-kaikei.com